

香川高等専門学校専攻科委員会規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規程第22条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校専攻科委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、香川高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 専攻科教育課程の編成・実施に関すること。
- 二 専攻科学生の履修に関すること。
- 三 専攻科学生の修了に関すること。
- 四 専攻科入学者選抜に関すること。
- 五 その他専攻科教育に関する必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

- 一 専攻科長
- 二 専攻長
- 三 教務主事
- 四 各キャンパス各学科から選出された各1名の特別研究Ⅱの指導教員（学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則第6条第3号に規定する指導教員）及び一般教育科から選出された各1名の教員
- 五 学務課長，学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、専攻長がその職務を代行する。

(専攻委員会)

第5条 委員会に、必要に応じ各キャンパスに専攻委員会を置くことができる。

- 2 専攻委員会は、必要に応じその協議実施した内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を出席させることができる。
(事務)

第7条 委員会の事務は、専攻科長が所属するキャンパスにおいて処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。